会社設立

虎の巻

これを読めば、あなたの初めての会社設立における、迷いや不安が
一掃されるものと確信しております。どうぞご高覧下さいませ。

int行政書士事務所 int

無断転載禁止

「会社設立」

みなさんはこのことを単なる事務手続きと思ってはいませんか？
確かに表面的には書類を整え、提出する作業に過ぎません。しかし、会社を作るということは、貴方個人とは別の人格を創り上げる行為なのです。貴方は、その創り上げられた法人格から給料を貰うことになり、商売の最前線で様々な契約を交わすのも、貴方ではなく貴方の創った法人格がその主体となります。貴方の代わりに、時には貴方と一緒に、ビジネスを円滑に進めていくためのパートナー、それが法人格です。
個人が死ねど、法人は生き続けます。法人が死ねど、個人は生きます。
これからの人生を共に歩んでいくこの法人格を、まさに一人の人格として愛でていけるように、想いを込めて創りませんか？

行政書士　青木寛明

第一章

会社を作ろう。

よし、会社を作ろう！と思い立った時、早期にそれを行動に移すためには、具体的にどのようなことを、どのような手順で進めればよいかをまずは把握することが大切です。
本章は、そんなスタートラインに立った方へ、まず最初にやるべきこととそのやり方について解説していきます。

【其の一】　会社を作ろう。

今までに何かしらの事業をされている一個人が、会社を設立しようと決めたとき、まず初めに何から始めたらよいのか、みなさん迷われると思います。

- 社長は自分？役員は？
- 資本金をいくら用意する？
- オフィスはどこにする？

思い当たることはたくさんあると思いますが、結論から申し上げると、

まずやること、

それは、**「社名を決めること」**です。

社名を決めるにあたり

なぜ最初に「社名」なのか？この理由は後から説明いたしますが、いきなり「社名」と言われても、意外とスムーズに決まらないことも実は結構ありますので、まず最初の段階である程度のイメージをしてみてはいかがでしょうか。

- 株式会社〇〇なのか、〇〇株式会社なのか。（合同会社も同様）
- ひらがななのか、カタカナなのか、アルファベットなのか。
- オリジナリティを出すのか、ポピュラーなものでいくのか。

このように、命名者によってその想いは様々だと思いますが、まず大前提として、社名を決めるにあたっては、法律により定められた規則がありますので、それらを確認することから始めましょう。

社名の規則（会社法第６条・８条）

（商号）
第6条　会社は、その名称を商号とする。
２　会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。
３　会社は、その商号中に、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第8条　何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
２　前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

上記を要約しますと、

- **社名の前か後ろに必ず株式会社（又は合同会社）の文字をいれること**
- **他人が見て勘違いするような社名を付けないこと。**ex,〇〇銀行とか
- **他の会社と間違うような社名を付けないこと。**ex,ソニー合同会社とか

というようなことが、法律に書いてあります。

社名の規則（商業登記規則）

その他にも、法務省所管の法務省令内、商業登記規則にて以下のような定めがあります。

・用いることができる符号

（１）ローマ字（大文字及び小文字）
（２）アラビヤ数字（1.2.3…）
（３）「&」（アンパサンド）
「'」（アポストロフィー）
「, 」（コンマ）
「-」（ハイフン）
「. 」（ピリオド）
「・」（中点）

※(３)の符号は，字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができる。

【其の二】同一商号調査は不要？

旧商法のもとでは、同市区町村内に同一の（又は類似する）商号を用いることは禁止とされていましたが、現在はその規制は廃止されています。

では、商号調査はしなくてもよくなったのかと言うと、決してそうではありません。むしろこれは社名を決める際には**必ず行うべきこと**なのです。

なぜ必ず行うべきかの理由を以下に３つ説明いたします。

> ①類似称号の使用で訴えられる可能性がある
>
> ②ドメインが使用できないことがある
>
> ③ホームページが上位に表示されない可能性がある

実はこれらの理由こそが、「社名」を一番最初に決めることの理由とイコールになるのです。

では次項より順番に解説をしていきます。

商号調査が必要な理由①

①類似商号の使用で訴えられる可能性がある

まず注意したいのがこちらです。

現実的にはレアケースかもしれませんが、不正の目的を持って誤認される商号を使用し、その相手方が利益侵害を受けた場合、その相手方から訴えられる可能性があります。

最大100万円以下の罰金が科されることもあります。

ですので、有名企業の名前やそれを類推するような社名は控えておいたほうが無難と言えるでしょう。

商号調査が必要な理由②

②ドメインが使用できないことがある

ドメインとは、

https://Softbank.co.jp

などのように、企業のホームページに必要なインターネットアドレスのことを指します。

このアドレスは世界で唯一のものであるため、英文の会社名などは特に、社名を決めたあとにそのドメインを取得しようとしたら、もうそのドメインは埋まっていて、取得ができないといったケースがよくあります。

会社名とドメインがあまりにかけ離れていると、やはりユーザーとしては不自然さを感じてしまいますので、『商号調査≒ドメイン調査』であると考えてもよいくらい、必ず事前に確認しておきたいのがこの「ドメイン調査」です。

商号調査が必要な理由③

③ホームページが上位に表示されない可能性がある

前項②と少し共通する話しではあるのですが、例えばその会社に興味を持ったユーザーがホームページで検索をするとき、大抵はその会社名などで検索をします。

しかし、既に類似する商号で企業活動を行っている、しかも規模の大きな会社が存在すれば、おそらくはその会社が検索トップに表示されます。２位以下も、その会社の他ページ等が表示される可能性が非常に高く、ユーザーとしてはそこで**検索を諦めてしまう**でしょう。

最悪の場合、ユーザーが勘違いをしてその会社へアプローチをしてしまい、他社へ迷惑を掛けてしまうようなことも起こりうるかもしれません。

このように、この**『商号調査≒ドメイン調査』**は現代の会社設立において大変重要であり、かつ最初にある程度、的を絞っておく必要があるため、まず最初にやるべきこととして申し上げたのです。

商号調査のやり方①

前項にて申し上げた通り、商号調査は会社を作るにあたって一番最初にするべき作業と言えます。

では、実際にどのようにして行ったらよいのでしょうか。

①インターネット検索で調べる

まず最初はやはりこれです。自分の付けたい会社名をネットで検索して類似するものがないか、確認しましょう。

「“〇〇”　板橋区」などと、キーワードと地域名を組み合わせたり、漢字、カタカナ、英語を試してみたり、色々検索してみて下さい。

特別大きな会社や、頻繁に結果に表示されるページなどがなければ、とりあえずは大丈夫かと思います。

商号調査のやり方②

②ドメインの空きを調べる

次に、使用したい会社名のドメインが取得可能かどうかを調べます。

調べるには、ドメイン取得代行サービスのサイトで検索をします。

有名なのはGMOインターネットが運営する「お名前．ｃｏｍ」です。

こちらのサイトで取得したいドメイン名を入力すれば、そのドメインが取得可能か、また取得した場合の価格が表示されます。末尾の".com"や".net"などの表記（トップレベルドメイン）によっても値段が変わります。

なかにはユニークなトップレベルドメインもあり、".okinawa"など地域を連想させるものや、".shop"などサイトの中身を連想させるものなど、コレ！と思ったものは、なかなか他社とも類似しにくいので、おすすめです。

お名前ドットコムのサイト

商号調査のやり方③

③登記簿謄本で調べる

法務省が管轄する「登記情報提供サービス」というサイトで、日本全国の法人登記簿の閲覧が可能です。URL→https://www1.touki.or.jp/gateway.html

１法人あたり334円の手数料は掛かりますが、キーワード検索や本店所在地の絞り込み検索等の機能も備わっていますので、確実に類似商号調査を行うことが可能です。

さらに、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）というものを事前に見ておくことで、将来自分も法人登記をすると、どういった情報が公（おおやけ）になるのかを体感することができます。

また、今後定款に記載することとなる「事業目的」についても豊富な実例を見ることができますので、非常に参考になります。

実際に閲覧をしてみますと、実にたくさんの法人が世に存在することを肌で感じますし、これから法人を設立することへの心理的ハードルも一段下がるような気持ちになれますので、是非見てみることをお勧めします。

謄本のサンプル

int行政書士事務所

２０２０／０１／３１　１１：５３　現在の情報です。

東京都千代田区[redacted]６階
[redacted]株式会社

会社法人等番号	０１００－０１－[redacted]	
商　号	[redacted]株式会社	
本　店	東京都文京区[redacted]	
	東京都千代田区[redacted]	平成２７年　４月２７日移転 平成２７年　５月　１日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成２３年[redacted]日	
目　的	（１）[redacted]の企画・制作、及び発送代行業務 （２）Ｗｅｂサイト・インターネット広告の企画、制作、運用 （３）経営・マーケティング・教育・採用に関するコンサルタント業 （４）セールスプロモーションの企画及び立案 （５）宣伝広告用のデザイン・イラスト制作、及びその商品企画・販売 （６）広報ＰＲの企画、制作、実施 （７）通信販売業務 （８）情報処理システムの企画、開発、制作 （９）海外事業進出支援 （１０）労働者派遣事業 （１１）有料職業紹介事業 （１２）一般労働者派遣事業 （１３）特定労働者派遣事業 （１４）飲食店業 （１５）古物商 （１６）前各号に付帯又は関連する一切の業務 平成２７年１１月２５日変更　平成２７年１２月　７日登記	
発行可能株式総数	４０００株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ３００株	
資本金の額	金３００万円	

社名の次に決めることは？

社名が決まると、自分自身の起業に対する決意も自然と高まります。当然会社を設立したからには、営利（利益を出す）を目的としてその運営をしていくこととなります。

次に決めることは、その利益を生み出すための法人運営に関わる大切なことです。

それは、**「決算期を決めること」**です。

「決算期」という用語自体、普段聞き慣れない言葉であり、会社勤めで経理業務などに携わっていない限り、今まであまり意識する言葉ではなかったかもしれませんが、法人を設立する上ではこの「決算期」を定める必要があります。

次の章ではなぜ、社名の次に決めるべきことが「決算期」なのかについて説明していきます。

int行政書士事務所

第二章

決算期

法人は人間と同じく、一年間を括りとして様々な事業活動を行っていきますが、その一年の締め括りに毎年行う業務が「決算」です。
本章では、その決算についての基本的な考え方を解説します。さらに、会社スタートの日となる設立日に関しても、触れていきます。

int行政書士事務所

【其の一】　決算期とは

皆さんが生活する日本社会では、学校や社会人生活など、一年間の始まりを４月とし、３月で終えるという慣習が様々なところで見られます。また、一般的な暦（こよみ）のうえでは１月から１２月までを一年間とし、個人事業での確定申告の際もこの暦を使用します。

しかしながら、法人を設立すると、この「一年の括り（くくり）」を**法人個々で決める事ができます**。ですので、法人にとっての一年の締め括りは、何もクリスマスムードの１２月末日である必要もなければ、桜満開お花見ムードの３月末日である必要もありません。

この、法人が任意に決める一年間で、法人は「成績表」を付けなければいけません。学校で言う「通信簿」、サラリーマンで言う「査定」、私生活における「家計簿」のようなものでしょうか。

よく街を歩いていると「決算セール！」などといったPOPを目にすると思いますが、要するにあれは、もうすぐで１年間の成績が決まってしまうので、最後にもっと点数（売上）を稼ぎたい！ということです。

決算期はいつが良い？

この決算月（最終月）を決めることは、言うなれば始まりの月を決めること。ということは自ずと法人の設立月が決まるというわけです。法人の設立月が決まれば、そこからいつ迄にどのような準備をするかが具体的に定まっていきます。

例外的に一期目を一年未満の月数にすることも可能ですが、通常は決算月から逆算してスタートを決めることが税制的にも有利です。

ではどのようにして決算期を決めればよいのでしょうか。以下に5つの例をあげます。

①業務が忙しくない時期を決算期とする

②売上が上がり切る時期を決算期とする

③お金がたくさんある時期を決算期とする

④税理士の繁忙期以外を決算期とする

⑤私生活とのバランスが取れる時期を決算期とする

決算期の決め方①

①業務が忙しくない時期

法人にとって、決算業務は年に一回きりの慣れない業務です。**日々の業務に上乗せ**となりますので、通常の業務が忙しい時期（繁忙期）に決算期を設定すると、**業務の負担が重くなってしまいます**。

特に、在庫を抱えるビジネスをされている場合ですと、決算前に「棚卸し」を行うことが一般的です。棚卸し業務は場合によっては1日、2日と営業日を削って行う場合もあり、小売店などの場合は、期間中店舗を閉めて行うなど、**大きな機会損失**となります。

よく、巷で見かける「決算大処分セール」などは、決算期前に売り上げを上げたいという思惑とともに、決算前の棚卸コストを削減したいという意図もあるでしょう。

いずれにせよ、こうした業務の状況を想定したうえで、閑散期に決算を持ってくるというのが、一つの方法です。

決算期の決め方②

②売り上げが上がり切る時期

この考え方は、①とはある意味で真逆となるのですが、「成績表」の見栄えと、次年度の「役員報酬」に着目して決算期を決めるものです。

まず成績表の見栄えという点に関してですが、例えばこれは融資を受けたい場合などにある程度有効となります。というのも、売り上げが高い時期が期末にあることで、それだけ決算書（成績表）の改善が図りやすくなり、見栄えの良い決算書を作ることができるからです。

次に、役員報酬という点に関しては、その改定可能時期が、期首から３か月以内という決まりがあることがその理由です。日々会社の状況が変化してゆく中で、なるべく直近の時期に大きな売り上げを上げられる時期を持ってくることで、来期の業績予想が立てやすくなります。

今年これだけ売り上げたのであれば来期はこれぐらいになるだろう。ということは来期報酬を〇〇円くらい貰っても大丈夫だなといった感覚が、直近であるほうがよりその精度が増すためです。

決算期の決め方③

③お金がたくさんある時期

この考え方は、法人の義務である「納税」に着目して決算期を決めるものです。

法人税等の納税期日は、決算期から２か月後の月末までと決められていますので、手元に現預金が十分にある時期を決算期としておくことで、会社の資金繰りを安定させることができます。

具体的には、繁忙期の少しあとくらいが理想的です。少しあとというのは、繁忙期に上がった売り上げの代金回収に1～２か月程度かかるケースが多いという理由です。

ちょうどその頃が手元資金に余裕があり、そこを納税のタイミングと重ねることで、キャッシュフローの安定性を保つことができます。

決算期の決め方④

④税理士の繁忙期以外

この考え方は、決算業務の右腕となる「税理士」に着目して決算期を決めるものです。

一般的に税理士が忙しいとされる時期は、１２月～５月あたりの場合が多いです。具体的には、年末調整など業務が増えてくる１２月、個人の確定申告が２～３月に行われ、会社の決算から税務申告までが３月～５月までに集中するといった具合です。

もちろん、個々の税理士によって違いはあると思いますので一概には言えないと思いますが、相手も人間ですので、忙しい時期には気軽に相談もしづらくなりますし、またプロといえどもミスが起きないとも限りません。

余計なことに労力を使わないようにするためにも、既に決算業務を頼もうと決めている税理士が身近にいる場合には、良きパートナーの負担を考慮して、うまく調整を図ったほうが、結果として双方で良いパフォーマンスが得られるのではないでしょうか。

決算期の決め方⑤

⑤私生活とのバランスが取れる時期

この考え方は、主に個人経営に近い、ひとり社長のような運営形態の法人向けの決算期の決め方です。

前述のとおり、決算業務というのは、年に一度の不慣れな業務かつ一年の成績を出す会社にとって大事な業務であるため、心身ともにゆとりのある時期に取り組むほうが良いでしょう。

場合によっては家族を役員などとしているケースもあると思います。お互いの私生活が忙しいと、どうしても会社のことをゆっくり話し合う時間も限られてきてしまいます。

できれば時間のある時に、今期の反省や来期の計画など、じっくりと整理をしたうえで来期に臨むほうが、より質の高い会社運営ができるものと考えます。

決算期が決まったら？

さて、決算期（最終月）が決まったということは、会社設立の月（開始月）が決まったということになります。

※前にも述べましたが、例外的に一期目を一年未満の月数にすることも可能です。その場合は任意の月が会社設立の月（開始月）となります。

せっかく設立月が決まったのなら、この勢いのまま、さらに具体的な日にちまで決めてしまったほうが良いです。

次は、**「会社設立“日”まで決める！」**です。

【其の二】会社設立日まで決める！

日にちまでしっかり決めて、その予定を手帳に書き込む、またはgoogleカレンダーに入力するなどしてしまえば、あとはそれに向けて突き進むのみです。

ですので早い段階で日にちまで決めてしまったほうが良いです。決めたものを先に延ばすことは出来ますが、後からこの日にしておけば良かったと過去に戻ることは出来ません。

しかしながら、設立の日というのは３６５日いつでも良いのかというと、実はそうとも限りませんので、まずは基本的なルールを確認していきます。

そんなに複雑ではありませんので、下記に記します。

会社設立日に設定できる日は、

「法務局が開いている日」

のみです。＝土日祝祭日は✕

設立日＝人間で言う誕生日

前述したように、法務局が開いている日であればいつでも会社設立日とすることができます。（法務局に設立登記申請書を提出した日が設立日となる）

イメージ的には、会社設立日というのは人間で言う「誕生日」のようなものです。

なぜなら、まず設立日というのは、会社が存在する限り「登記簿謄本」に記載がされ続けます。（前サンプル参照）人間だと、免許証など自身を証明するものに誕生日が表記されていますがそれと同じような感覚です。

また、設立〇周年などで節目を祝うことも、人間の誕生日と同じです。

ここまで聞いて、いつでもいいやと思われた方は特に気にする必要はありませんが、せっかくの会社設立日は適当ではちょっと嫌だと思う方には次のような考え方、決め方がありますので、参考にされてみてはいかがでしょうか。

設立日の決め方①

①六曜（ろくよう）

六曜とは、日によって決められている運勢や吉凶などの暦注のことを言います。

先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口があり、結婚式や葬儀の際にもこの六曜は用いられることが多く、日本人にとって馴染みのあるものです。

大安の日は物事がうまくいくとされており、事業を始める日としても縁起が良く、六曜にこだわって設立日を選ぶなら、やはり大安が良いでしょう。

大安は６日に１回やってきますが、そこにうまく設立日を持ってこれないという人は、最低でも仏滅は避けておくなど、積極的でなくとも日にちの候補で迷った時の判断材料にもなるかと思います。

設立日の決め方②

②一粒万倍日（いちりゅうまんばいび）

「一粒万倍」とは、一粒の籾（もみ）が万倍にも実る稲穂になるという意味です。一粒万倍日は何事を始めるにも良い日とされ、特に**仕事始め、開店・開業、種まき、銀行口座開設、お金を出す（出資）などに吉**であるとされています。

一粒万倍日は、宣明歴時代（1000年以上前）から使用されていた歴史があり、もとは中国から伝わったものです。

さらに、一粒万倍日は月に４～６回程度ありますので、他の暦注（六曜など）と重なる場合があります。その場合は、吉日と重なったら一粒万倍日の効果が倍増するとされ、これらの日は一年の中でもそう多くはありません。

こちらもせっかくなら見ておいて損をするということはないと思います。

設立日の決め方③

③天赦日（てんしゃにち）／不成就日

天赦日は、日本の歴の上で最上の吉日とされており、年に５～６回しかありません。

wikipediaによると、この日は、百神が天に昇り、天が万物の罪を赦（ゆる）す日とされ、最上の大吉日である。そのため、天赦日にのみ「万（よろづ）よし」とも注記される。とも書かれており、貴重な開運日です。

一方で、避けたほうが良い日もあります。前述の六曜では、一般的に知られている仏滅などがそれにあたりますが、もう一つ、注意しなければいけないのが、「不成就日」です。

不成就日とは、何事も成就しない日とされ、結婚・開店・子供の命名・移転・契約など、事を起こすことが凶とされる日です。

選日という暦の日取り方法のひとつで、これは一粒万倍日と同じ種類のものです。

設立日の決め方④

④節税を考慮

意外と知られていませんが、会社の設立日を一日（ついたち）以外の日にすることで、節税になります。（※最初の１期のみ／赤字決算の場合）

これは、法人住民税の均等割りという、会社が赤字の場合でも支払う義務のある税金です。

しかし、１か月に満たない月がある場合、その月は切り捨てとなります。なので、**一日（ついたち）以外の日を設立日にした場合、その月の法人住民税は掛からないことになります。**

計算上は６０００円前後ですが、創業時にとっては大切な資金です。販売促進に充ててしっかり売り上げを上げてから、その分たっぷりと納税したほうが社会にとっても得策と言えるでしょう。

ここで一息

さて、ここまでで、「会社を作ろう」と思ったらまず最初に決めるべきこと２つを紹介してきました。もう一度おさらいすると、

①社名

②決算期

という２つの項目でした。

ここまで読み進めていただいた方は、「いや、まだまだ決めることはあるでしょ。お金（資本金）のこととか、人（社長）のこととか、、、」とご心配に思われた方も多いのではないかと思います。

仰る通りで、最終的に設立までに決めておかなくてはならないことは、具体的には次章で説明する５つの項目に分けられます。

第三章

必須５項目を整理する

会社を作るためには、大きく分けて５つの項目についてそれぞれ決めていかなければなりません。第一章第二章で説明してきたことに加えて、残りの３つの項目についても、その関連性や重要性などを踏まえて、解説していきます。

会社設立までに決める５つのこと

ここにきて、ようやく全体の説明に入るわけですが、会社を作るために最低限決めなければならないことには、下記の５つの項目があります。

①「名前」に関すること（会社名、ドメイン）
②「期間」に関すること（決算期、設立日）
③「人」に関すること（社長、役員、社員等）
④「お金」に関すること（資本金、株式発行数等）
⑤「場所」に関すること（本店、営業所、倉庫等）

この５つの項目の中でなぜ一番最初に①と②に手を付けたかというと、

「変える」と「増やす」の違い

①「名前」に関すること（会社名、ドメイン）
②「期間」に関すること（決算期、設立日）

→ 変える

③「人」に関すること（社長、役員、他）
④「お金」に関すること（資本金、株式発行、他）
⑤「場所」に関すること（本店、営業所）

→ 増やす

上記を見てお分かりでしょうか。上の２つ（①②）は、それぞれ決まった１つしか定めることができません。

それに対して下の３つ（③④⑤）は、後からでも増やすことが可能です。

int行政書士事務所

① 社　名

② 決算期

一度決めたら基本的に変えることはない

③ 人　採用・役員変更・社長交代 etc.

④ 金　資金調達（融資）・増資・出資 etc.

⑤ 場所　本店移転・支店営業所設置 etc.

会社設立後も絶えず考え続けるテーマ

設立

会社の成長

会社も人間も一緒

あくまでも筆者の個人的考えに過ぎませんし、個別具体的な状況によっても変わってくるとは思いますが、私がこの順番にこだわった理由はココ（前頁）にあります。

①②に比べて、③④⑤は**時間の経過とともに変化していくこと**が考えられます。

もちろん①②も、設立後にどうしても変えたいとなれば、変更することはできますが、手続き的にも資金的にもロスが出ますので、なるべくなら一度決めたらよほどのことがない限りはそのままでいることが望ましいでしょう。

人間に例えることが正しいのかどうかはさておき、①名前を変えたり、②誕生日を変えたりなんてことは、そうそうできることではないですよね。

それに比べて、③結婚をしたり子供ができたり、④資産が増えたり、⑤引っ越しをしたり、はよくあることです。

だからまずは、決まった一つを定めなくてはならない①②から考えていくのが筆者の勧める方法というわけです。

「大事」と「先に」は別問題

では、残り３つの事項はどうか。後からでも増やせるのだし、そんなに重要視することではないのか？

答えは「いいえ」です。むしろ、この５つの中で最も大事な項目は、

③「人」に関すること（社長、役員、他）

④「お金」に関すること（資本金、株式発行、他）

間違いなくこの２つです！！

しかも、この２つは必ず「セット」で考えることです。（特に株式会社の場合）

大事なことだからこそ、一番最初に決めずに、じっくりと冷静に決めるべきということも言えます。

int行政書士事務所

第四章

「法人」について

ここから最も大事な「人」と「金」という項目を検討していきます。その上でまずは基本として抑えておきたい「法人」という言葉の意味から説明をしていきます。後半では「株式会社」と「合同会社」の違いについても触れていきます。

int行政書士事務所

【其の一】　法人とは

法人とは、簡単に言うと、法律上創り上げられた「人」のことを言います。創り上げられた人なので、次項で述べますが、ガンダムのようなイメージでも構いません。

「人」ですから、権利義務の主体となります。どういうことかと言うと、例えば、**「人間」と「法人」との間で契約**ができます。

具体例を挙げると、コンビニに行ってパンを買いました。これは、人間（個人）である私と、法人であるS社との間で交わされた売買契約です。

もう一つ、例を挙げると、そのパンに針が入っていて私はけがをしてしまいました。私は治療代を払ってもらうため訴えることにしましたが、その相手方は、S社の社長でしょうか？パンを製造した人でしょうか？レジのパートさんでしょうか？

どれも違いますね、私はS社に対して訴えを起こすわけです。

これが、**権利義務の主体となる**という意味です。

ガンダム＝法人　アムロ＝社長（仮）

いきなりですが、ここからはガンダムをイメージしてください。

ガンダムはロボットですので、自らに意思はありません。手足を動かしたり、攻撃したりできるのは、**操縦席にいるアムロが操縦かんを握っているから**です。

法人もこれと一緒で、自らに意思はありませんが、その舵取りをする操縦者がいて、初めて有能に機能するわけです。その**舵取り役が一般的には「社長」**です。

一方で、ガンダムを作ったA氏がいます。（筆者は微妙にガンダム世代ではないのでこのあたりのことはよく分からないのですが）A氏は、頑丈な部品や、高価な武器など自らの資金100万円を投じてこのガンダムを作り上げました。そして、その操縦をアムロに託したのです。

この場合、**A氏は「出資者」**にあたります。そうだ、ガンダムというロボを作ろうと思い立った人**「発起人」**でもあります。（通常「出資者」＝「発起人」です）

偉いのはどっち？

このような場合、ガンダムは誰の所有物でしょうか？

もちろん、操縦かんを握っているアムロではなく、100万円を投じてガンダムをつくったA氏の所有物となるのが一般的でしょう。

法人においても全く同じことが言えます。法人の所有者は、資金を投じて法人を作ったA氏です。（出資者＝発起人＝株主）

法人の代表者は、舵取りを任されているアムロです。（社長＝経営者）

ではこの二人、どちらに権力があるでしょうか？

操縦かんを握っているアムロかと思いきや、アムロが暴走しないように、法律でしっかり出資者＝株主が守られています。本当の意味での操縦者は株主であるA氏です。

なぜならアムロはA氏から操縦席に座ってくれと頼まれてそこに座っているに過ぎないからです。アムロがへまをしたり、A氏に逆らうようなことがあれば、A氏はすぐさま操縦者（社長）を交代させるでしょう。

ガンダム（法人）

出資（所有）

配当

操縦（経営）

報酬（給与）

ガンダムを創ったA氏
（出資者・発起人・株主）

選任・解任

株主総会

業績報告

アムロ（社長）

所有と経営の分離

このことを、**「所有と経営の分離」**と呼んだりします。これは、株式会社の基本的な仕組みです。

そうは言っても、大多数の小規模法人において、実情はA氏＝アムロ（株主＝社長）となっているケースがほとんどであり、実質的にこの機能が働いているのは、大企業のみというのが現代の実態ではあります。

株式会社の歴史は16世紀～17世紀の大航海時代にまで遡るとはよく聞く話ですが、昔はあらかじめ大きな資金で資材や設備を投入したり、仕入れが必要だったりするビジネスが多かったため、創業当初から多くの資金が必要でした。そこで、株券発行というシステムを利用して資金を集めていたのです。ですので、出資者と経営者はそれぞれ別人であり、こののようなスタイルが一般的でした。

しかしながら、現代においては、ネットビジネスに代表されるスモールビジネスが非常に増えてきており、多くの資金を募って事業を起こすというスタイルは昔に比べると減ってきています。

そこで、注目されてきているのが2005年に新会社法で新たに創設された「合同会社」という法人格です。

【其の二】 合同会社とは

合同会社では「出資者」＝「経営者」が基本となります。

アムロ自身がガンダムを作って、自分で操縦までするのです。両方の役目を担いますので、アムロという人の手腕がそのまま法人（ガンダム）のポテンシャルとなります。

つまりは、合同会社は、「人」という経営資源にスポットが当たった法人組織であると言えます。

この組織形態は現代ビジネスに当てはめやすい側面が多くあります。

例えば、コンサルティングやネット物販など、小資本で個人ビジネスのように始められる多くのプラットフォームが現代では数多く存在し、フリーランスと呼ばれる「個」のノウハウやアイデアが、会社の価値や経営資源となるような事業形態がとても多くあります。

株式会社が**「資本ありき」**であれば、合同会社は**「人ありき」**といった側面があります。

合同会社のメリットデメリット

2005年に新設されたこの合同会社ですが、年々設立件数が増えており、あのAmazonやAppleの日本法人も合同会社の組織形態を採用しています。

しかし、やはりそこにはメリットとデメリットがあります。筆者なりに思うところを下記に例示致しますが、他にも書籍やネットなどで論評があるかと思いますので、そちらも是非参考になさって下さい。

デメリット

- 事業規模拡大に向かない
- 事業承継がしにくい

メリット

- 意思決定の自由さ
- 設立コスト、維持コストが低い

※株式会社の場合は基本的に上記の逆と思ってください。

では次項より、上記の各項目について解説していきます。

合同会社のデメリット①

①事業規模拡大に向かない

合同会社の場合、前項にてご説明した通り、「出資者」＝「経営者」となります。これは言い換えると、**出資したら必然的に経営もする**という意味です。

大規模な資金調達などを行う際の、いわゆる第三者割当増資が行えません。

よくネットニュースなどで、スタートアップやベンチャー企業の〇〇が、大手企業やエンジェル投資家などから、〇〇億円の資金調達を受けた！などといった話題を目にする機会があるかと思いますが、これは一般的に、その**企業の株を大手企業が保有する（買う）ことで、その購入資金がベンチャー企業に入るという仕組み**になっています。

これはすなわち**株式会社ならではの資金調達形態**であり、出資した投資家がその企業の経営にまで参画するかと言ったら必ずしもそういったわけではありません。（中には経営に参画する場合もあります。）

合同会社のデメリット②

②事業承継がしにくい

①と似通った部分はありますが、例えば外部から役員を呼んだり、社長を誰かに譲るといった状況となった場合に、株式会社であれば株式の売却等で実質的な経営権の移転などがしやすいのですが、合同会社の場合は、どうしても人と会社が一体になっている要素が強いので、そういったことに柔軟に対応することができません。

さらに合同会社の場合、出資者が亡くなった場合でも、**出資者の地位は当然には相続対象にはなりません**。（「定款」で、出資者の地位は相続の対象になる旨を別途定めれば可能）株式会社であれば、株式が相続の対象となるので、例えば**配偶者や子などに事業（会社の財産）を承継させることが可能**です。

また、社員（出資者）が退職するとなれば、**出資額の返還**をしなければならないわけですが、会社が成長していればその分の成果も合わせて返還をすることとなり、金額面で争いが起きたり、会社に現金がない場合は事業資産の売却などといったことも起こりかねません。

合同会社のメリット①

①意思決定の自由さ

合同会社は株式会社と違い、**株主総会や取締役会といった機関設計の必要はありません**。

その分自由で迅速な意思決定が可能とされています。

もし社員（出資者）が２名以上の場合でも、合同会社の場合は原則、出資金額の比率ではなく社員（出資者）一人につき一票の議決権（過半数で決議）となります。

定款の定めにより、社員（出資者）の中から「業務執行社員」を選定することができます。その場合は、会社の意思決定権はこの業務執行社員のみが持つようになります。業務執行社員を選定した時点で、それ以外の社員（出資者）は意思決定権を無くすことになります。

合同会社のメリット②

ここで合同会社と株式会社の設立にかかる費用を下記にまとめてみます。

	株式会社	合同会社
定款印紙代（公証役場）	電子定款０円（紙定款４万円）	電子定款０円（紙定款４万円）
定款認証手数料（公証役場）	５万円	**不要**
定款の謄本代（公証役場）	約2,000円	**不要**
会社実印（はんこ屋＝弊社）	**設立セット割引あり**	**設立セット割引あり**
登録免許税（法務局）	１５万円	**６万円**
合　　計	２０．２万円	**６万円**

※行政書士報酬、及び司法書士による登記申請費用は別途

上記を見ても、合同会社のほうが圧倒的に設立費用が安いです。

さらに、維持コストという部分では、株式会社の場合は取締役の任期は最大１０年という規定があり、**再任の場合でも１万円の登録免許税**が掛かります。合同会社の場合は役員の任期といったものは存在しません。

さらに、株式会社の場合は決算公告が会社法第440条において法律上義務付けられており、これにも費用が生じることとなります。

(株)V.S.(同) まとめると？

今まで比較してきた事をまとめると、概ね以下のような事となります。

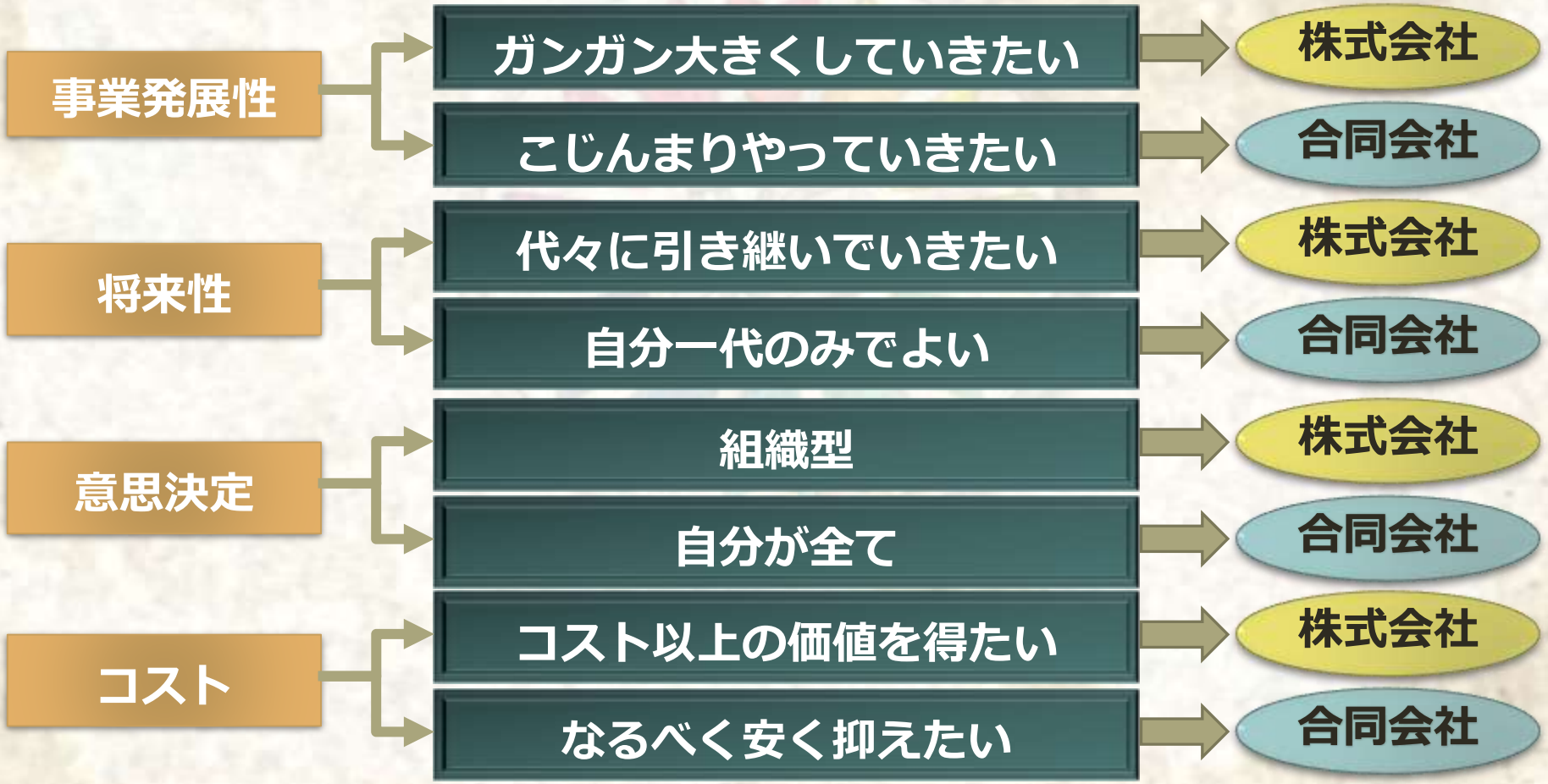

相関関係

さて、ここまで「法人とは何か」といったことや「株式会社と合同会社の違い」などについて説明して参りましたが、これらを振り返ってみますと、会社設立の際に決めなければならない５つの項目のうち最も重要な２つの項目、

- **「人」に関すること（社長、役員、他）**
- **「お金」に関すること（資本金、株式発行、他）**

を決めるということは、**株式会社にするか、合同会社にするかを決めることと相関がある**ことに気づいた方も多いのではないでしょうか。そして、重ねて申し上げるのですが、この２つは必ず**「セット」**で考えることなのです。

そうすれば、自ずと自社が株式会社に向いているか、合同会社に向いているかが見えてくるということが言えます。

株式会社と合同会社の肩書き

「人」に関することと、「お金」に関することが決まったら、それぞれの役割に応じて、以下のような肩書きがつくこととなります。

	株式会社（株）	合同会社（同）
出資者	株主	社員
経営者	代表取締役	代表社員
経営幹部	取締役	業務執行社員

※合同会社の場合は「代表取締役」という肩書ではなく「代表社員」という肩書きになります。

※株式会社の略称は（株）〇〇　合同会社の略称は（同）●●　となります。

int行政書士事務所 int

第五章

本店所在地

人間と同じく、法人にも住まう場所が必要になります。
本章では、会社の本店所在地を何処に定めればよいか
について、その注意点と共に解説をしていきます。

本店所在地とは

会社を設立する際には、「本店所在地」と言って、いわゆる会社の住所（本社）を定めて登記しなければなりません。場所について特に決まりはなく、実際にその場所で仕事をしていなくとも構いません。

具体的に考えられる候補には、以下のような場所があります。

①自宅

②実家

③賃貸事務所・店舗

④レンタル（バーチャル）オフィス

では次項より、それぞれの注意点について解説していきます。

本店所在地の決め方と注意点①

①自宅

何と言っても最初に思いつくのはこちらでしょう。これしか選択肢がないという方も多くいらっしゃることと思います。ただし、気を付けなければならない点もあります。

自宅が賃貸アパートや賃貸マンションの場合、賃貸借契約の際に「法人不可」となっているケースが無いかどうか、確認が必要です。大家さんや管理会社に確認をとっておかれるとよいでしょう。

また、賃貸物件の場合、ライフステージの変化に伴い、引っ越しなどの機会も出てくるかと思いますが、本店所在地が変わった場合には、変更から２週間以内に変更登記をしなくてはなりません。合わせて代表者の住所変更の登記もしなくてはならず、それぞれに登録免許税（手数料）が発生します。

引っ越しが多いようですとその都度変更登記ということになり、費用もかさみますので、注意が必要です。

本店所在地の決め方と注意点②

②実家

実家住まいの方は、①自宅＝②実家となりますので、当説明はあまり参考にはなりませんが、実家が現在の自宅とは別にある方は、実家を本店所在地とすることも可能です。実際に行き来することが無くても、そこで仕事をしていなくても、登記自体に差し支えはありません。

メリットとしては、前項①で説明をした引っ越しなどに伴う変更登記のケースが自宅ほどは多くないという点です。また、基本的に家賃が掛からないので費用を抑えることができるという点もあります。

自宅がまだ安定していない方は、安定するまでは実家を本店所在地とするのも一つの手です。

ただし、税務関係書類など、会社の本店所在地宛に送られてくる郵送物もありますので、あまりに遠方ですとかえって不便になることもあります。

本店所在地の決め方と注意点③

③賃貸事務所・店舗

一番それらしくなるのは、やはり仕事用の事務所や店舗を借りてそこを本店所在地とする方法です。しかしこちらも注意点があります。

まず、①でもご説明しましたが、賃貸しようとしている物件が、「法人不可」または「事務所利用不可」となっていないかどうか確認をする必要があります。物件探しの段階で予め不動産会社に、法人を設立して登記したい旨を伝えたうえで、物件を案内してもらうとよいでしょう。

しかしここで一つの疑問が浮かびます。

「法人をこれから設立するのに、その法人名義で賃貸契約はできるのか？」

答えはノーです。順番として、賃貸借契約したうえで本店登記というのが一般的ですので、困ってしまします。いったん個人の名義で借りて、会社設立後に法人名義に変えるのか？

このあたりは不動産会社と事前によく相談をする必要があります。場合によっては「契約の特約」等でそのあたりをスムーズに進めることも可能な場合があります。

本店所在地の決め方と注意点④

④レンタル（バーチャル）オフィス

最近増えてきているのが、レンタルオフィスです。基本的には、元々ある程度の大きさがある空間を、間仕切りなどで区切り、個別の小さなスペースとして間借りできるような状態に仕上げた場所のことを言います。

バーチャルオフィスとは、その名の通り物理的空間を借りることなく住所を借りることができるサービスです。法人登記もできるケースがほとんどです。

メリットは、何と言ってもコスト面です。毎月大きな賃料を払わなければ借りられないような**都心の一等地をわずかなコストで借りることができ**、本店として登記されれば、ホームページや名刺などに住所の掲載をする際にも一定の信用を得ることが可能となります。

③で説明をした契約の際の特約なども、こういったスタートアップ向きの施設の場合、柔軟に対応できるケースが多いです。

しかしデメリットとして、レンタルオフィスやバーチャルオフィスはその契約の手軽さから、**会社が実在するか不明確と判断され、銀行口座の開設の際などに信用面がマイナスにはたらくケースもあります**。

最終章

事業目的、その他

あえて最後の項目とさせていただのが、「事業目的」です。なぜなら、目的なしに会社を作りたいという動機は存在しえないからです。これまでのことを振り返る意味も込めて、今一度自分が会社を作る目的について、思い返してみましょう。

実はまだ決めることがある

この資料をここまで読み進めていただいた方は、

①名前　②期間　③人　④お金　⑤場所

の5つの項目について、それぞれ考えて頂けたかと思います。しかし、実はもう一つ、決めることがあります。それは

「会社の事業目的」　です。

今更、会社の事業目的と言われても、基本的に会社を作りたいと思う時点で、何かしらのビジネステーマをお持ちのことだと思いますし、若しくは個人事業として、もう既にそのビジネスを始めているといったケースがほとんどかと思いますので、あえて最後に持ってきました。

この「事業目的」は、**会社の定款に記載がされます**ので、対外的にもあまり適当に決めるわけにはいきません。

そして、この事業目的を決めるにあたってはいくつかの注意したいポイントがありますので、次項にて解説していきます。

事業目的を決める際に注意する点

①許認可が必要な事業は、予め事業目的欄に記載しておく

例えば、建設業や飲食店など、営業許可が必要な業種に関しては、予め定款の目的欄にその業に関する事項を記載しておく必要があります。

②将来的に行う可能性のある事業も記載しておく

①で説明したことと重複しますが、今は行っていなくても将来的に行う可能性のある事業についても、予め定款に記載しておくことで、いざその事業に関する営業許可を取得しようとした際に、定款を修正することなくスムーズに事業が進められます。

③事業目的を多くしすぎない

今度は②で説明したことの逆を言うようですが、あまりに多岐にわたる事業目的を列挙しすぎると、対外的信用の部分でマイナスイメージとなることもあります。

最後に

以上、会社を作ろうと思い立ったその時にまず始める事柄について、説明して参りました。

細かく言うと、まだまだ決めなければならないことはあるのですが、株式会社か合同会社かによって異なってくる点もありますので、具体的な説明は以上といたします。

概ねこれまで述べたようなことが決まれば、**あとは設立の事務手続き的な作業が待っていますが**、そこは是非とも**我々行政書士のような手続きの専門家へお任せいただき**、経営者たる貴方様は、本来のメイン業務へ注力していただきたいと思います。

もちろん、これらのことを全て一人で決めるということは、中々簡単なことではありませんし、ベストな選択に迷われる方も多いかと存じます。そのような時は是非とも経験豊富な我々を使っていただき、ご一緒に考え、貴方様にとって最善の方法を導けるようアドバイスさせていただきます。

こちらの資料が、貴方様のビジネスの過程において少しでもお役に立てたならば幸いです。

2021 [　　] = 会社設立最適日（計５３日）　　キギョウをイロドる イロドリ会社設立　　**R3**

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 仏滅	1	1	1	1 仏滅	1 一粒万倍	1	1 仏滅	1 一粒万倍	1	1 大安	1
2 大安	2	2 不成就	2 仏滅	2 大安	2	2	2 一粒万倍 大安	2	2 不成就	2	2 不成就
3 一粒万倍	3 不成就	3	3 大安	3	3	3 仏滅	3	3 不成就	3 一粒万倍 仏滅	3	3 一粒万倍
4 不成就	4	4	4	4 一粒万倍	4	4 大安	4	4 仏滅	4 大安	4	4 一粒万倍 大安
5	5 大安	5 仏滅	5	5	5 仏滅	5	5 一粒万倍	5 大安	5	5 仏滅	5
6	6	6 大安	6	6 不成就	6 大安	6	6	6	6 不成就	6 一粒万倍 大安	6
7 一粒万倍 仏滅	7	7 一粒万倍	7 不成就	7 一粒万倍 仏滅	7	7	7 仏滅	7	7 仏滅	7	7
8 大安	8	8	8 仏滅	8 一粒万倍 大安	8 不成就	8 不成就	8 一粒万倍	8 不成就	8 大安	8 不成就	8 不成就
9	9	9	9 大安	9	9	9 一粒万倍 仏滅	9	9 一粒万倍 仏滅	9	9 一粒万倍	9 仏滅
10	10 一粒万倍 仏滅	10 不成就	10 一粒万倍	10	10 大安	10	10 不成就	10 大安	10	10 一粒万倍	10 大安
11	11 不成就	11 仏滅	11	11	11	11	11 仏滅	11	11	11 仏滅	11
12 不成就	12	12 大安	12 不成就	12 仏滅	12	12 一粒万倍	12 大安	12	12	12 天赦 大安	12
13	13	13	13 一粒万倍 仏滅	13 大安	13	13	13	13	13 一粒万倍 仏滅	13	13
14	14 不成就	14 不成就	14 大安	14	14 不成就	14 仏滅	14	14	14 不成就	14	14
15	15 一粒万倍 仏滅	15 仏滅	15	15 不成就	15 天赦 一粒万倍 仏滅	15 不成就	15 一粒万倍	15 仏滅	15	15	15 仏滅
16 天赦 一粒万倍	16 大安	16 大安	16	16	16 大安	16	16	16 不成就	16 一粒万倍	16 不成就	16 不成就
17 仏滅	17	17	17	17	17	17	17 仏滅	17	17	17 仏滅	17 一粒万倍
18 不成就	18	18	18	18 仏滅	18	18	18 不成就	18	18	18 大安	18 一粒万倍
19 一粒万倍	19	19 一粒万倍	19 仏滅	19 一粒万倍 大安	19	19	19	19	19 仏滅	19	19
20	20	20	20 不成就	20 一粒万倍	20	20 仏滅	20 一粒万倍	20	20 大安	20	20
21	21 仏滅	21 仏滅	21	21	21 仏滅	21 一粒万倍 大安	21	21 一粒万倍 仏滅	21	21 一粒万倍	21 仏滅
22	22 不成就	22 不成就	22 一粒万倍	22	22 不成就	22	22	22 大安	22 不成就	22 一粒万倍	22 大安
23 仏滅	23	23	23	23 不成就	23	23 不成就	23 仏滅	23	23	23 仏滅	23
24 大安	24	24	24	24 仏滅	24	24 一粒万倍	24 大安	24 不成就	24	24 不成就	24 不成就
25	25	25	25 一粒万倍 仏滅	25 大安	25	25	25	25	25 一粒万倍 仏滅	25	25
26 不成就	26	26 一粒万倍	26 大安	26	26 一粒万倍	26 仏滅	26 不成就	26	26 大安	26	26
27	27 一粒万倍 仏滅	27 仏滅	27	27	27 一粒万倍 仏滅	27 大安	27 一粒万倍	27 仏滅	27 天赦	27	27 仏滅
28 一粒万倍	28 大安	28 大安	28 不成就	28	28 大安	28	28 天赦	28 一粒万倍 大安	28 一粒万倍	28	28 大安
29 仏滅		29	29	29	29	29	29 仏滅	29	29	29 仏滅	29 一粒万倍
30 大安		30 不成就	30	30 仏滅	30 不成就	30	30 大安	30	30 不成就	30 大安	30 一粒万倍
31 一粒万倍		31 天赦 一粒万倍		31 不成就		31 不成就	31		31 仏滅		31

[　] →法務局休業日（会社設立不可日）：土・日・祝・12/29～1/3

※海の日、山の日、スポーツの日はオリンピックがらみで変更有、要確認

※大安、一粒万倍日などが不成就日に当たる場合は不成就日だけを表示しています。

【行動予定】

会社設立日　月　日
全書類作成　月　日（１週間前）
定款認証　月　日（２週間前）
定款原案作成　月　日（３週間前）
お打ち合わせ　月　日（４週間前）

会社名
本店所在地
役　員
資本金
株　数
事業年度　月～　月までの１年間

☐ ドメインチェック ☐ 類似称号チェック

☐ 法人不可／事務所不可ではないか？
☐ 全員個人実印を持っているか？
☐ 事業目的に照らし不足してないか？
☐ ３分の２を意識しているか？
☐ 決算月は妥当か？

事業目的（簡潔に）

-
-
-
-
-